

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成25年9月12日(2013.9.12)

【公開番号】特開2011-38636(P2011-38636A)

【公開日】平成23年2月24日(2011.2.24)

【年通号数】公開・登録公報2011-008

【出願番号】特願2010-178238(P2010-178238)

【国際特許分類】

F 17 C 13/08 (2006.01)

【F I】

F 17 C 13/08 301Z

【手続補正書】

【提出日】平成25年8月6日(2013.8.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の支持フランジ(25)を有する圧力容器(10)と、

前記圧力容器(10)を取り囲み、前記圧力容器(10)を支持するペデスタルブラケット(20)と、  
前記支持フランジ(25)のそれぞれと前記ペデスタルブラケット(20)との間にあ  
る滑り支持装置(300)と、

前記滑り支持装置(300)のそれぞれが、前記圧力容器(10)を半径方向に伸縮さ  
せるように構成され、

前記滑り支持装置(300)のそれぞれが、

それぞれの支持フランジ(25)に装着されるように構成された支点保持部(310)  
と、

前記支点保持部(310)に装着され、半径方向にほぼ垂直で、三角形の横断面と底  
面とを有する縦方向長さを有する支点支持部(320)と、

前記支点支持部(320)の前記縦方向長さとほぼ平行な長手方向長さを有するベ  
ースプレートブロック(330)と、

を備え、

前記ベースプレートブロック(330)は、縦方向の両端にある第1の端部および第2  
の端部と、前記第1の端部および前記第2の端部の間にあり、前記第1の端部および前記  
第2の端部の高さよりも低い高さを有する中間部とを有し、

前記ベースプレートブロック(330)は、前記ペデスタルブラケット(20)に装着  
されて、前記支点支持部(320)を支持し、

前記支点支持部(320)の前記底面は半径方向に前記ベースプレートブロック(33  
0)の前記中間部の上面に沿ってスライド可能である、  
システム。

【請求項2】

前記支点保持部(310)は溝(314)が形成された底面を含む請求項1に記載のシ  
ステム。

【請求項3】

前記溝（314）は第1の半径（R310）を有する請求項2に記載のシステム。

【請求項4】

前記支点支持部（320）は、前記第1の半径（R310）とほぼ同一である半径（R320）を有する丸み付け上頂部を有する請求項3に記載のシステム。

【請求項5】

前記ベースプレートブロック（330）は、前記半径方向にほぼ垂直な縦方向長さを有し、その両端に第1の端部分および第2の端部分を有し、

前記第1の端部分は第1の高さ（h1）を有し、第2の端部分（336）は第2の高さ（h2）を有し、中央部分（334）が第3の高さ（h3）を有する、  
請求項1に記載のシステム。

【請求項6】

垂直運動抑制部（400）を更に具備する請求項1に記載のシステム。

【請求項7】

圧力容器の支持フランジ（25）に装着されるように構成された支点保持部（310）と、

前記支点保持部（310）に装着され、三角形の横断面と底面とを有する縦方向長さを有する支点支持部（320）と、

前記支点支持部（320）の前記縦方向長さとほぼ平行な長手方向長さを有するベースプレートブロック（330）と、  
を備え、

前記ベースプレートブロック（330）は、縦方向の両端にある第1の端部および第2の端部と、前記第1の端部および前記第2の端部の間にあり、前記第1の端部および前記第2の端部の高さよりも低い高さを有する中間部とを有し、

前記ベースプレートブロック（330）は、前記支点支持部（320）を支持し、

前記支点支持部（320）の前記底面は前記ベースプレートブロック（330）の前記中間部の上面に沿ってスライド可能であり、

前記支点支持部（320）は、前記支点支持部（320）の前記縦方向長さにほぼ垂直な方向にスライド可能である、  
滑り支持装置（300）。